

別紙

諮問第1319号、第1353号、第1379号、第1380号、第1405号、第1406号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求1から6まで（以下「本件各請求」という。）については、権利の濫用として本来却下すべきものであるが、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各請求に対し、東京都知事が行った非開示決定（以下「本件各決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

対象公文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、条例7条2号の非開示情報を開示することとなるため、それぞれ非開示決定（存否応答拒否）を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、別表のとおり審査会へ諮問され、審査会は、令和元年9月30日、同年12月9日及び令和2年2月25日に実施機関から理由説明書を收受し、令和3年1月21日（第214回第一部会）から同年2月18日（第215回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件請求文書について

実施機関は、本件各請求について、別表に掲げる請求内容に対して対象公文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、条例7条2号の非開示情報を開示することとなるとして、存否応答拒否を理由とする非開示決定を行った。

ウ 本件各請求について

(ア) 条例の趣旨について

条例は1条において、公文書の開示を請求する都民の権利を明らかにするとともに、同3条において、条例の解釈及び運用に当たって、実施機関に対し公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重することを要請する一方で、同4条においては、開示請求者に対し、開示請求者の責務として条例の目的に即した適正な請求に努めるよう定めている。

その上で、同5条は、何人に対しても実施機関に対して公文書の開示を請求する権利を認め、この趣旨を踏まえ、同6条で具体的な請求方法を定めている。

(イ) 権利の濫用について

条例における公文書の開示請求の権利は、最大限尊重されるべきものではあるが、その権利は無制限なものではなく、公正で透明な行政の推進など条例の趣旨目的に沿って、適正に行使されなければならない。その趣旨を明らかにするため、条例4条は「公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない」と定めている。

条例上、開示請求が権利濫用に当たる場合に、当該開示請求を拒否し得る旨の明文の規定は存在しないが、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日付11政都情第366号）によれば、著しく不適正な請求については、権利濫用の一般法理により対処することができるとされている。

具体的な開示請求が権利の濫用に当たるか否かは、開示請求の内容、態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等の事情を総合的に勘案し、条例によって設けられた制度の趣旨目的から明らかに逸脱していると解されるか否かによって個別に判断される。その結果、権利の濫用に当たる場合には、実施機関は、当該開示請求を却下することもできると解される。

（ウ）東京都情報公開審査会答申第892号について

令和2年3月30日付東京都情報公開審査会答申第892号（以下「前回答申」という。）において、審査会は、本件審査請求人の行った一連の請求について、以下のように判断している。

a 開示請求の内容等について

審査請求人の請求内容は特定の公文書を指示するものではなく、自身で独自の見解を主張した後、その裏付けとなる文書を提示するように求めるものが大半を占めている。そこからは、開示請求や審査請求の制度を利用して、自身の処遇について不平不満を述べる目的や、第三者等に説明を要求する意図が推察される。

また、審査請求人の一方的評価に基づく請求については、対象となる公文書はおよそ不存在であることが明らかであるにもかかわらず、あえて開示請求を行っているものといえる。

さらに、開示請求に当たっては、条例6条1項2号により、開示請求者は請求に係る公文書を特定するために必要な事項を提示することが求められているところ、審査請求人の開示請求書には、持論や私見、私事等が記載されているため、対象公文書の特定が困難なものとなっている。

このため、実施機関は審査請求人に対して、開示請求者が求める文書をより迅速に特定し早期の開示を実現するため、公文書の特定に不要な記載を省くよ

うに審査請求人に求めていたが、審査請求人は、実施機関のこれらの求めに応じない状況であった。

b 開示請求の態様について

審査請求人は、開示請求の都度、開示請求書の提出に加えて、職員に対する誹謗中傷を行っていたとのことであり、審査請求人が開示請求の場を、対応する職員に一方的な苦情を主張する場として利用している状況が認められる。

また、審査請求人は、実施機関から決定通知書等が送付されても内容を確認しないばかりか、実施機関に投げつけて返すということを行っており、その結果、開示や一部開示の決定があった公文書について閲覧を行うに至らない請求も存在している。

上記 a の事情も踏まえると、審査請求人が請求に係る公文書を真に必要としているとは認め難いものとなっている。

c 業務への支障について

審査請求人による開示請求の態様は、対応する職員のみならず、請求窓口に隣接する他部署の執務にまで支障を及ぼしている状況もあったとのことである。

また、審査請求人からは、実施機関の円滑な業務遂行を妨害する意思がうかがわれる発言もなされている。

さらに、審査請求人による開示請求及び審査請求に際しては、請求の度に多くの時間を要する上、繰り返し多数の請求がなされている。そのため、審査請求人の開示請求及び審査請求は、対応する実施機関の円滑な業務遂行に著しい支障を生じさせていたものと認められる。

以上のような状況においては、開示請求の権利が最大限尊重されるべきであることを考慮したとしても、審査請求人による本件各請求は、もはや条例に基づく制度の趣旨目的を逸脱したものと看做されるを得ず、審査会としては、権利の濫用であると解し、その情報の存否、開示の可否等を問うまでもなく、請求を却下すべきであると判断する。

(エ) 本件各請求の権利の濫用該当性について

本件各請求について、審査会がその内容を見分したところ、前回答申に係る請求と同様に、開示請求や審査請求の制度を利用して、自身の処遇について不平不満を述べる目的や、第三者等に説明を要求する意図が推察される開示請求が繰り返し行われていることが確認された。

また、審査会が、事務局をして実施機関に聴き取りを行わせたところ、開示請求書の收受等の際に窓口において高圧的な態度で一方的な主張や不服を述べるなどの開示請求時の態様の問題や、それらに伴う実施機関の業務への支障も認められた。

したがって、本件各請求は、その内容及び時期から、前回答申に係る請求と一連のものであり、その趣旨も同種のものであると認められ、前回答申における判断を変更すべき特段の事情は認められないことから、審査会は、本件各請求について、権利の濫用であると解し、その情報の存否を判断するまでもなく、請求を却下すべきであると判断する。

エ 本件各決定の妥当性について

本件各請求については、前記ウで判断したとおり権利の濫用として本来却下すべきものであったため、本件各決定はいずれも取り消すべきものとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑